

令和 7 年度岡山県防災・福祉対応力向上研修等業務委託仕様書

1 背 景

平成 30 年 7 月豪雨災害では、避難情報が避難行動につながらなかったことで犠牲者を出した。倉敷市真備町では、亡くなられた方の 8 割超が 65 歳以上の高齢者であり、その多くは自宅で亡くなられており、避難行動要支援者が確実に避難できる枠組みの構築が求められている。

2 目 的

- (1) 計画作成に必要な知識や技術の習得により、個別避難計画作成の取組を促進させる。
- (2) 平時から防災関係者と福祉関係者が連携を深め、避難行動要支援者の支援の在り方について課題提起や問題意識の共有により相互理解を図り、地域における支援ネットワークの構築を促進する。
- (3) 多様な関係者を調整し、防災関係者と福祉関係者の円滑な連携を図る中核的な人材の育成により、共助の仕組みを活用した切れ目ない支援体制を構築する。

3 業 務 名

令和 7 年度岡山県防災・福祉対応力向上研修等業務

4 委 託 期 間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 経 費 上 限 額

2,896,000 円（消費税及び地方消費税の額 263,272 円）

6 内 容

(1) 防災・福祉対応力向上研修等

①防災対応力向上基礎研修（実施回数：2 回以上）

平時に要配慮者を支援する福祉専門職や福祉部門の職員を対象に防災や災害に関する知識を習得し、避難行動要支援者の支援について理解を深めるとともに、計画作成に必要な知識や技術を身につける。

②福祉対応力向上基礎研修（実施回数：2 回以上）

災害時に要配慮者を支援する自主防災組織や防災部門の職員を対象に福祉に関する知識を習得し、避難行動要支援者の支援について理解を深めるとともに、計画作成に必要な知識や技術を身につける。

③意見交換会（実施回数：1 回以上）

研修参加者等を対象に意見交換を通じて課題提起や問題意識の共有により、相互理解を深め、地域における支援ネットワークの構築を促進する。

上記の研修及び意見交換会を県内で計5回以上を行うこと。

研修については、それぞれ実施日を分ける構成、又は実施日を同日にする構成のいずれも可とし、その構成を企画提案内容に盛り込むこと。

(2) 個別避難計画作成の中核的な人材育成研修

多様な関係者を調整し、防災関係者と福祉関係者の円滑な連携を図る中核的な人材の育成により、共助の仕組みによる切れ目ない支援体制を構築し、個別避難計画作成の取組を促進する。

研修を県内で2回以上を行うこと。

研修については、(1)と併せて実施する構成、又は別途日程を確保した上で(2)単独で実施する構成のいずれも可とし、その構成を企画提案内容に盛り込むこと。

7 業務内容

- (1) 講義と演習を効果的に組み合わせ、防災及び福祉対応力の向上を図るための研修の企画及び実施
- (2) 課題提起や問題意識の共有により相互理解を深め、地域における支援ネットワークの構築を促進するための意見交換会の企画及び開催
- (3) 個別避難計画作成の中核的な役割を担う人材の育成研修の企画及び実施
- (4) 参加者募集のチラシ（デザインを含む）の作成、発注、納品及び関係機関への周知
仕様：カラー4色（両面）、8,000部以上
- (5) 各研修の実施及び意見交換会の開催に係る概要作成及び写真撮影
- (6) 上記のほか、各研修の実施及び意見交換会の開催に必要となる一切の業務

8 打合せ協議

業務の適正な遂行を図るため、担当者と密接に連絡をとり、相互に確認すること。

打合せの時期について、業務着手時は必須とし、その他は、委託者の判断により必要に応じて実施する。

9 実施体制

- (1) 受託者は委託者の意図及び目的を十分理解した上で、必要に応じて適正な人員を配置し、委託者との連絡調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、業務全般の現状や進捗等を委託者に報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書の定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

10 成果物

受託者は委託期間中に所定の手続により完了検査を受け、合格した成果物を下記11に指定する場所へ納品すること。なお、報告書については、電子データでDVD等に記録することとし、ファイル形式はワード、エクセル、PDF等とする。

(1) 報告書

一部

各研修の実施概要及び意見交換会の開催概要、各回の状況が分かる写真を添付した報告書を作成し、提出すること。

(2) 上記に係る電子データ

一式

11 納品場所

成果物は次の場所に納品すること。

岡山県危機管理課地域防災推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

T E L : 086-226-7562

F A X : 086-225-4559

12 その他

- (1) 受託者は業務を遂行する上で、個人情報保護に関する法令など関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。委託契約終了後も同様とする。
- (3) 著作権をはじめ、委託業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属すること。
- (4) 本委託業務にあたり、使用する図表、データ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (5) 研修及び意見交換会について、原則として対面開催とする。
- (6) 本業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、委託者及び受託者の協議の上、定めるものとする。